

企業形態、外国人事業法および外資規制（1/4）

（6）企業形態および会社設立方法について

タイの医療機器および再生医療製品に関する規制として、「再生医療製品に関する許認可の申請者は現地法人でなければならない」となっている。そのため、現地パートナーとJ-TECは事業主体となる現地法人の形態について早期に決定する必要がある。このような状況のもと、タイ現地のコンサルティング会社であるバンコク週報インターナショナル株式会社の協力により、タイでの企業形態、会社設立方法および設立の流れについて、以下のとおりまとめた。

①企業形態、外国人事業法および外資規制

タイでは外国人事業法により、ほぼすべての産業が外資規制の対象となっているため、タイで会社を設立する場合、例外を除いて、外資が独資もしくは過半数の資本を握って事業を始めることは不可能となっている。タイ資本51%、外資49%という形態で開始することが一般的である。そのため、信頼できるタイ人、タイ企業のパートナーを探すことから会社設立は始まる。独資で事業を開始するには、例外としてBOI（Board of Investment；タイ国投資委員会）を利用することによって、独資での設立が可能である。BOIは、投資奨励法に基づきタイ政府が設置した政府機関である。BOIの認可があれば、外国人事業法による外資規制に関係なく事業ができる。つまり外資100%での事業も可能となる。また、BOIを利用することで一定期間、法人税の免除、製造機械の輸入関税の免除、労働許可証が簡単に発行してもらえるなどのメリットがあり、進出する地域や業種によって様々な投資恩典が与えられている。BOIは製造業だけでなくサービス業にも適用されている。

下記のとおり、タイでは日本と同じようにいくつかの会社形態がある。

企業形態、外国人事業法および外資規制（2/4）

- ✓ 個人事業
- ✓ 有限会社
- ✓ 株式会社
 - 合併会社
 - 日本独資（商務省外国人事業局による許可）
 - 日本独資（BOI認可取得）
 - 日本独資（製造業）
- ✓ 駐在員事務所
- ✓ 支社（地域統括事務所）

そのうち、株式会社の概要は次のとおりとなっている。

3名の発起人が出資することによって設立できる法人である。日本人がタイで投資を行う場合、ほとんどのこの株式会社という形態で法人設立する。株式会社といっても、実際に設立株主総会を開く必要（ただし議事録は作成する必要がある）は無いので、申請に必要な事項を記載し、弁護士が署名の証明を行えば設立手続きが完了する。タイではサービス業および販売業の会社設立には外国資本規正法により49%までしか外国資本の出資が認められていない。すなわちタイ人の出資が51%必要である。

商務省外国人事業局による許可、BOIによる許可または製造業であれば、外資100%による会社設立が可能。また外国資本の割合により以下の形態に分けられる。

出所）H25年度・再生医療グローバル推進「中国・タイ王国における再生医療実用化プロジェクト報告書」p.58

企業形態、外国人事業法および外資規制（3/4）

図表・76 株式会社分類

会社分類	外資比率	外国人の代表就任
外資系企業	40%以上	単独で可能
タイ企業	40%未満	タイ人代表者と連名でのみ可能

A. 合弁会社

タイで設立登記されている日系企業は4,000社以上あるが、このうち3,000社程度がタイ51%、日本49%の合弁会社であるといわれている。タイには外国人事業法という法律があるため、外国人100%の会社にはできる業務に制限がある。BOIや商務省外国人事業局の許可を得た独資企業であっても認められた事業のみであり、新たなビジネス機会にめぐり合っても柔軟な対応は不可能である。したがって、日タイ合弁会社は柔軟さにおいては他の法人形態に比べてはるかに有利となる。

B. 日本独資（商務省外国人事業局による許可）

タイの商務省外国人事業局では、個別の事業内容を審査して問題なければ、日本独資での申請された事業を認める「外国人事業許可証」を発行している。1つの事業につき最低300万バーツの資本金が必要で、海外からの送金証明を1年以内に提出する必要がある。商務省外国人事業局では書類審査、面接調査、外国人事業委員会での審査の3つの段階を経て審査するため、46ヶ月の期間を必要とする。

出所）H25年度・再生医療グローバル推進「中国・タイ王国における再生医療実用化プロジェクト報告書」p.59

企業形態、外国人事業法および外資規制（4/4）

C．日本独資（BOI認可取得）

BOIによる許可を得て、日本独資の企業を設立する方法である。タイでの投資案件が、審査によりタイにとって有益と判断された場合、様々なメリットを提供してもらえる制度である。なお、2013年1月から始まったBOI投資恩典制度変更についての議論では、「大量雇用型の産業誘致から高付加価値型産業の誘致への方向転換」を実現するための施策が話し合われている。

D．日本独資（製造業）

製造業は元々外国人事業法により規制されない業種なので、日本資本100%で事業を行える。ただし、日本でいう「製造業」とは製造業の前提が違うので注意が必要である。また、製造販売以外の事業は全く行うことができない。タイでは製造業に分類されないものの例として、生産受託業務（OEM生産）、受注生産業務（1点物の機械製造など）などが挙げられる。患者自身の細胞（自家細胞）を利用した再生医療製品は、受注生産業務（1点物の機械製造など）に分類される可能性がある。